〃	第十八回	五十九億九千六百四十二万円	五十九億七千七百五十六万三千五百一円
〃	第十九回	八十九億四千三百十三万円	八十九億九百八十六万千五百九十九円
〃	第二十回	三十七億八千五百九十八万円	三十七億七千四百九万九千五百五十七円
〃	第二十一回	三十二億八百三十八万円	三十一億九千六百四十四万四千八百五十九円
〃	第二十二回	十八億九千百六十四万円	十八億八千五百七十一万二千八百三十六円
〃	第二十三回	二十八億六百三十五万円	二十七億九千五百九十一万四百三円
〃	第二十四回	八億二千七百四十五万円	八億二千四百八十六万三千二百十五円
〃	第二十五回	七億六千六百二十五万円	七億六千三百三十九万九千五百六十四円
〃	第二十六回	七億六万円	六億九千七百八十七万千三百四十三円
〃	第二十七回	十五億六千五百三十八万円	十五億五千九百五十五万六千八百一円
〃	第二十八回	十九億千七百三十四万円	十九億千百三十五万三千四百三十一円
〃	第二十九回	十二億八千二百十万円	十二億七千七百三十三万六百三円
〃	第三十回	十八億七千百四十七万円	十八億六千五百六十三万千三十二円
〃	第三十一回	四千三十八万円	四千二十六万二百四十五円
〃	第三十二回	三千五百六十万円	三千五百五十五万四千三百二円
〃	第三十三回	八千四百六十二万円	八千四百六十一万六千五百三十円
〃	第三十四回	四千九百三十七万円	四千九百三十六万五千七百六十九円
合　計		三千八百六十億七千九百五十八万円	三千八百四十億九千八百六十四万六千四百七円

○厚生労働省告示第二百六十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表一の項及び二の項を次のように改める。

一	1　移動型アナログ式汎用X線診断装置	T〇六〇一―一―三 Z四七〇三 Z四七五一―二―七 Z四七五一―二―二八
	2　ポータブルアナログ式汎用X線診断装置	
	3　ポータブルデジタル式汎用X線診断装置	
	4　据置型アナログ式汎用X線診断装置	
	5　据置型デジタル式汎用X線診断装置	
	6　移動型デジタル式汎用X線診断装置	
	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	
二	1　移動型アナログ式汎用一体型X線診断装置	T〇六〇一―一―三 Z四七〇三 Z四七五一―二―七 Z四七五一―二―二八
	2　ポータブルアナログ式汎用一体型X線診断装置	
	3　ポータブルデジタル式汎用一体型X線診断装置	
	4　据置型アナログ式汎用一体型X線診断装置	
	5　据置型デジタル式汎用一体型X線診断装置	
	6　移動型デジタル式汎用一体型X線診断装置	
	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	

別表三の項中「Z四七〇一」を「T〇六〇一―一―三」に、「Z四七〇二」を「Z四七〇三」に、「Z四七五一―二―七」に、「Z四七〇四」を「Z四七五一―二―二八」に、「及び」を「又は」に改め、「又はそのいずれか」を削り、同表四の項及び五の項を次のように改める。

四	1　据置型アナログ式汎用X線透視診断装置	T〇六〇一―一―三 Z四七〇三 Z四七五一―二―七 Z四七五一―二―二八
	2　移動型アナログ式汎用X線透視診断装置	
	3　ポータブルアナログ式汎用X線透視診断装置	
	4　移動型デジタル式汎用X線透視診断装置	
	5　ポータブルデジタル式汎用X線透視診断装置	
	6　据置型デジタル式汎用X線透視診断装置	
	透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	
五	1　据置型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置	T〇六〇一―一―三 Z四七〇三 Z四七五一―二―七 Z四七五一―二―二八
	2　移動型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置	
	3　ポータブルアナログ式汎用一体型X線透視診断装置	
	4　移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置	
	透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	